

一般社団法人 企業史料協議会
定 款

一般社団法人 企業史料協議会 定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人企業史料協議会と称する。

2 当法人の英文名は Business Archives Association と表示する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都千代田区に置く。

2 当法人は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、企業史料の社会的ならびに歴史的価値の重要性を認識し、会員相互の交流をはかるとともに企業史料の収集、保存、管理、活用についての調査研究を行い、その水準向上に資することを目的とする。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 企業アーカイブズ構築のための支援事業
- (2) 企業史料管理者、企業アーキビスト養成のための事業
- (3) 会社史、団体史編纂のための支援、指導、セミナーの開催
- (4) 企業アーカイブズ、企業博物館、企業史に関する研究誌の発行
- (5) 企業アーカイブズに関する研究会の開催
- (6) 企業アーカイブズの関連諸機関の見学
- (7) 国内外の企業アーカイブズ関連諸機関、団体、学会などとの連絡
- (8) 当法人会員相互の情報交換
- (9) 前各号の事業のほか、当法人の目的を達成するために適当と認められる事業

第3章 会 員

(構成種別及び資格)

第5条 当法人の会員は、機関会員、個人会員及び特別会員の3種で構成される。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「法人法」という。）上の社員とする。

(機関会員)

第6条 機関会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

- (1) 企業史料の収集、保存、管理に関する企業またはその諸部局
- (2) 企業史の編纂に関する企業またはその諸部局
- (3) 産業史、企業史、企業史料などを持つ研究機関、図書館、博物館、史料館、文書館

(個人会員)

第7条 個人会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

- (1) 機関会員企業退職者
- (2) アーカイブズ関係研究者
- (3) 入会希望者で理事会において承認された者

(特別会員)

第8条 特別会員になる資格をもつ者は、次のとおりである。

- (1) 当法人への貢献者
- (2) 当法人理事会が推薦した者

(入会)

第9条 機関会員、個人会員になろうとする者は、理事会において定める入会申込書を提出し理事会の承認を受けなければならない。

(会費)

第10条 会員は、当法人の活動に必要な経費に充てるため、社員総会において別に定める会費を支払う義務を負う。

(任意退会)

第11条 機関会員、個人会員及び特別会員は理事会において定める退会届を提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号の一つに該当する場合は、総会の決議によって、当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第13条 会員が、前2条の場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 第10条の支払い義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 当該会員が死亡し、又は会員である法人が解散したとき

2 前項第1号により資格を喪失した会員が、入会申込書を提出し、未納会費を全額納入したときは、会員の資格を回復する。

第4章 総会

(構成)

第14条 総会はすべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第15条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項

(種類及び開催)

第16条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

2 定時総会は、毎年1回、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- (1) 法令に別段の定めがある場合を除き、理事会において開催の決議がなされたとき
- (2) 全ての会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から会長に対して、会議の目的である事及び招集の理由を記載した書面により、総会の招集の請求があったとき

(招集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 会長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、速やかに臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長又は会長が指名したものがこれに当たる。

2 会長に事故ある場合その他やむを得ない事情により出席できない場合は、当該総会に出席した理事のうちから議長を選出する。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 定款の変更
- (2) 会員の除名
- (3) 監事の解任
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任するの決議に際しては、候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

4 理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、出席した会員の議決権の過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面若しくは電磁的議決等)

第20条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面若しくは電磁的手段により議決し、若しくは他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

3 理事又は会員が総会の目的である事項について提案した場合に、その提案について、会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(ウェブ会議等による総会の開催)

第21条 総会は、各出席者の音声や映像が即時に他の出席者に伝わり適時的確な意思表明が互いにできる仕組みにより出席者が一堂に会するのと同時に十分な意見交換ができる環境にある場合は、ウェブ会議、テレビ会議、電話会議などにより開催することができる。

(議事録)

第22条 総会の議事録については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及びその会議において選任された議事録署名人2名が、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員及び名譽顧問

(役員の設置)

第23条 当法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上20名以内
- (2) 監事 2名

- 2 理事のうち1名を会長、若干名を副会長とする。
- 3 前項の会長をもって、法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、副会長その他理事をもって、法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。
- 4 理事のうち、理事いずれかの1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(役員の選任)

第24条 理事及び監事は、総会の決議によって選出する。

- 2 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選任する。
- 3 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることはできない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款に定めるところにより、当法人を代表し、その職務を執行する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代理する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況を調査することができる。
- 3 監事は、前2項のほか、監事に認められた法令上の権限を行使する。

(役員の任期)

第27条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期会員総会の終結のときまでとする。ただし再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期総会の終結のときまでとする。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。

4 理事又は監事は、第23条に定める定員に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として、その職務を行う権利義務を有する。

(役員の解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、法人法第49条第2項による。

(役員の責任免除)

第29条 当法人は、法人法第114条の規定により、理事会の決議をもって、同法第111条の行為に関する理事又は監事（理事又は監事であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

(報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、役員はその職務執行において必要な費用を受けることができる。
- 3 前2項に関しては、別に定める役員等の報酬規程による。

(名誉顧問)

第31条 当法人は名誉顧問を若干名置くことができる。

- 2 名誉顧問は、当法人の会長経験者若しくは当法人の事業分野に関する高度専門知識を有するもののなかから理事会が推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 3 名誉顧問は、理事会および総会に出席し意見を述べることができる。
- 4 名誉顧問は無報酬とする。

第6章 理 事 会

(構成)

第32条 当法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
- (2) 規則の制定、変更及び廃止
- (3) 前各号に定めるもののほか当法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長の選任及び解任

(種類及び開催)

第34条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 会長以外の理事から会議の目的たる事項を記載した書面をもって開催の請求があったとき。

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集する場合は、日時及び場所並びに会議の目的たる事項及びその内容を示した書面をもって、開会の日の7日前までに通知しなければならない。
- 4 前条第2項第2号の定めにより請求があったときは、会長は、速やかに理事会を招集しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、会長又は副会長とする。

(決議)

第37条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異論を述べた時は、その限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会の設置)

第41条 当法人の業務を円滑に行うために、理事会の議決を経て、必要に応じて委員会を置くことができる。

- 2 各委員会の委員長は、原則として理事の中から会長が委嘱する。
- 3 委員会における委員は、若干名とし、会長が会員から委嘱する。
- 4 委員会の運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

第8章 事務局

(事務局及び職員)

第42条 当法人の事務を処理するために、事務局を設け、これに事務局長その他必要な職員を置くことができる。事務局長その他の職員は会長が任免し、事務局長は、事務全般を管掌する。ただし、重要な職員の任免については、理事会の承認を受けなければならない。

- 2 事務局長及び職員には理事会の定めるところにより給与を支払い、監事との兼職を禁じる。
- 3 事務局の組織及び運営等に関し必要な事項は、理事会が別に定めるものとする。

第9章 資産及び会計

(資産の構成)

第43条 当法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の際に財産目録に記載された財産
- (2) 会費収入
- (3) 事業から生ずる収入
- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 寄付金
- (6) その他収入

(事業年度)

第44条 当法人の事業年度は、年1期とし毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業報告及び決算)

第45条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第3号及び第4号の書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書

2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、備え置くとともに、定款を主たる事務所に、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剩余金)

第46条 当法人は、剩余金の分配を行うことができない。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会において総会員の半数以上であって総会員の議決権の3分の2以上の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 当法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に寄附するものとする。

第11章 公 告 の 方 法

(公告の方法)

第50条 当法人の公告は、電子公告により行う。

2 やむを得ない事由により、前項の電子公告によることができない場合には、官報に掲載する方法により行う。

第12章 雜 則

(規定及び細則)

第51条 当法人の運営及び本定款の施行に必要な規定又は細則は、本定款に別に定めがある場合を除き、理事会の決議によりこれを定めることができる。

(定款に定めのない事項)

第52条 この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令に従う。

(個人情報の保護) ,

第53条 当法人は、個人情報の保護に万全を期するものとする。